

令和8年度 松山市特定教育・保育施設等確認監査実施方針

〔基本方針〕

特定教育・保育施設（認定こども園、保育所、新制度の幼稚園）及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）（以下、「特定教育・保育施設等」という。）に対する確認に関する監査については、関係法令、通知に基づき、確認基準の遵守及び給付費が適正に請求されているかを確認するために、施設及び事業者の負担を考慮し、原則として施設監査と同時に実地指導として実施する。なお、実地指導は、年に1回実地検査により実施する。

〔重点事項〕

①確認基準の遵守状況

- ・利用児童について、利用定員に対する弾力的な受け入れ状況も踏まえて、確認基準等が遵守されているか。

②運営規程及び重要事項説明書の策定状況

- ・運営規程（規定すべき項目内容を含む）が適切に策定されているか。
- ・重要事項説明書を特定教育・保育等の提供の開始に際して、あらかじめ保護者に交付し、説明を行い同意を得ているか。また、施設・事業所の見えやすい場所に掲示しているか。

③上乗せ徴収及び実費徴収の受領状況

- ・上乗せ徴収及び実費徴収について、保護者の同意の上、適切に徴収を行っているか。

④施設型給付及び地域型保育給付の請求

- ・各給付費は、適正に請求が行われ、過誤・不正請求がないか。

⑤事故防止及び発生時の対応

- ・事故が発生した場合の対応及び報告方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。
- ・重大事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。

令和8年度 松山市特定子ども・子育て支援施設等確認監査実施方針

〔基本方針〕

特定子ども・子育て支援施設等（新制度未移行幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、認定こども園及び幼稚園並びに特別支援学校で行う預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業）に対する確認に関する監査については、関係法令、通知に基づき、確認基準の遵守及び給付費が適正に請求されているかを確認するために、施設及び事業者の負担を考慮し、原則として施設監査と同時に実地指導として実施する。なお、実地指導は、定期的かつ計画的に実施する。

〔重点事項〕

①特定子ども・子育て支援の提供記録及び市町村への通知に関する記録の保存

- ・特定子ども・子育て支援を提供した際、提供日、時間帯、内容その他必要な事項を記録し保存するとともに、施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知を保存しているか。

②利用料及び特定費用の額の受領状況

- ・特定子ども・子育て支援を提供した際、施設等利用給付認定保護者からの利用料の支払い状況、支払額を適切に管理しているか。
- ・特定費用（利用料以外の金銭）について、当該支払いの使途、額、理由を、保護者へ事前説明を書面により行い、同意を得ているか。

令和8年度 松山市幼保連携型認定こども園指導監査実施方針

〔基本方針〕

幼保連携型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、認定こども園の自主性を十分に尊重しつつ、教育・保育の提供等が適正に行われていることの確認のために実施する。なお、学校法人が設置する認定こども園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開してきた経緯を踏まえた対応を行う。

一般指導監査はすべての施設について年1回実地検査により実施する。

〔重点事項〕

① 職員配置及び設備基準の遵守

- ・園児の教育・保育に直接従事する職員の数は常時2人以上で園児の年齢に応じて配置しているか。
- ・園舎及び園庭の面積等が基準を満たしているか。

② 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組

- ・研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。
- ・併有ができていない保育教諭等が、特例措置の期間内（令和11年度末）に計画的にもう一方の免許・資格を取得することを促進するため、各施設等の事業計画や人材確保・育成計画等において、当該保育教諭等が特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための人事計画を作成する等の取組を実施しているか。
- ・教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。

③ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成

- ・園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画を作成するとともに、長期及び短期の具体的な指導計画に基づいて教育・保育が提供されているか。
- ・虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底を行っているか。

④ 健康の保持増進

- ・感染症が発生又はまん延しないような取り組みが行われているか。
- ・園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。

⑤ 事故防止・安全対策

- ・「学校安全計画」及び危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を作成し、職員に周知しているか。

- ・日常の安全管理、睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥など重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・通園や園外活動等のために自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。
- ・送迎バスを運行する場合、ブザー等乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には乳幼児の所在確認をしているか。
- ・安全計画に定める避難訓練を実施しているか。
- ・外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っているか。
- ・災害が発生した際に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めているか。

⑥ 給食の適切かつ衛生的な提供

- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ・食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、園の体制構築など、安全な環境の整備を行っているか。

令和8年度 松山市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施方針

〔基本方針〕

社会福祉法人及び社会福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、法人及び施設の自主性を十分に尊重しつつ、福祉サービス等の提供が適正に行われていることの確認のために実施する。

なお、施設に対する一般指導監査は以下のとおり実施する。

①保育所

すべての施設について年1回実地調査により実施する。

②老人福祉施設

適正な運営が概ね確保されていると認められる施設については、3年に1回実地調査を行うものとする。

③障害者支援施設及び保護施設

適正な運営が概ね確保されていると認められる施設については、3年に1回実地調査を行うものとする。

ただし、設立後概ね3年を経過しない法人及び当該法人が設置する施設については、法人監査及び施設監査を年1回実地検査により実施する。

〔重点事項〕

①適正な法人運営（社会福祉法人のみ）

- ・法人の理事長や施設長などの幹部役職員は、社会福祉法人の公益性について再認識するとともに、役員や評議員の適切な選任、理事会や評議員会における要議決事項の審議、正確・詳細な議事録の作成、さらには監事監査機能の充実を図るなど、経営組織のガバナンスが十分に果たされているか。
- ・現況報告書及び計算書類等、法令に定める事項について、インターネットを利用して公表する等、事業運営の透明性は確保されているか。
- ・役員報酬等の支給基準の作成・公表、適正な役員報酬等の支給など、適正かつ公正な支出管理が確保されているか。
- ・地域における公益的な取り組みの実施に努めているか。
- ・社会福祉充実残額がある場合は、社会福祉充実計画を策定し、計画に沿って事業を行っているか。

②会計処理の適正化等

（公認会計士等の会計に係る外部会計監査で、設置者が軽微とは認められない指摘を受けていない認定こども園は除く）

- ・各会計処理に関する基準や経理規程に基づいた計算書類、財務諸表及び各附属明細書を正確に作成し、日々の経理事務から決算処理に至るまで、一貫した会計方針のもとで会計処理が行われているか。

- ・運営費や各種報酬などについて、関係法令・通知に基づいた適正な資金運用がされているか。
- ・安定的な事業の継続性の確保及び経営基盤の強化を図っているか。

③労働法規の遵守の徹底

- ・賃金や各種手当の支給、労働時間の管理、有給休暇の付与など労働基準法をはじめとする各労働法規は遵守されているか。
- ・職場環境改善を図るために、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメント対策に取り組んでいるか。

④人材の育成と定着化

- ・適正な給与水準の確保や有給休暇の取得率の向上など労働条件の改善に努めるとともに、研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。
- ・職員の定着化に向けた取り組みが実施されているか。

⑤入所者（入居者・利用者）預り金管理の適正化

- ・保管責任者及び補助者を選定し、職務分担を明確化するとともに、同一人による事務処理のみで入出金が行われることのないよう常に複数の者で確認を行い、内部けん制体制を確立しているか。施設長や監事による定期的な帳簿検査の実施など、チェック機能が有効に働いているか。

⑥人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表を行っているか。

⑦防災・防犯及び感染症対策

- ・必要な設備の整備及び物資の確保がなされているか。
- ・非常時の際の連絡・避難体制及び地域や関係機関・団体との協力体制の確保が行われているか。
- ・実効性の高い非常災害対策計画等を策定するとともに、その内容を職員間で十分共有しているか。
- ・感染症が発生又はまん延しないような取り組みが行われているか。

※保育所は、上記項目に加え、下記の内容も重点項目とする。

⑧職員配置及び設備基準の遵守

- ・園児の保育に直接従事する職員の数は常時2人以上で園児の年齢に応じて配置しているか。
- ・園舎及び園庭の面積等が基準を満たしているか

⑨事故防止・安全対策

- ・安全計画を策定し、安全計画に基づいて必要な措置を講じているか
- ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知しているか
- ・施設外での活動等のために自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により

児童の所在を確実に把握しているか。

- ・送迎バスを運行する場合、ブザー等乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には乳幼児の所在確認をしているか。

⑩適切な教育・保育の提供と支援の確保

- ・全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて教育・保育が提供されているか。
- ・自ら業務の質の評価を行い、改善を図っているか。
- ・日常の安全管理、睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥など重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ・3歳未満児の食事提供は、原則として自園調理で行われているか。
- ・アレルギー疾患を有するこどもへの保育は、保護者と連携し医師の診断及び指示書に基づき、適切な対応を行っているか。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、園の体制構築など、安全な環境の整備を行っているか。
- ・食物アレルギーの食事提供時に、誤配・誤食等の発生予防に努めているか。

令和8年度 松山市家庭的保育事業等指導監査実施方針

〔基本方針〕

家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、事業者の自主性を十分に尊重しつつ、保育の提供が適正に行われていることの確認のために実施する。

なお、一般指導監査は、年に1回実地検査により実施する。

〔重点事項〕

①会計処理の適正化等

- ・経理規程等必要な規程が整備され、小口現金の保有等、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
- ・現金、預金等の保管が適正に行われているか。
- ・内部けん制体制が確立され、適正に機能しているか。

②人材の育成と定着化

研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。

- ・職員の定着化に向けた取り組みが実施されているか。

③人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表を行っているか。

④防災・防犯及び感染症対策

- ・必要な設備の整備及び物資の確保がなされているか。
- ・実効性の高い非常災害対策計画等を策定するとともに、その内容を職員間で十分共有しているか。

⑤職員配置・設備基準

- ・事業類型に応じた設備基準を遵守しているか。
- ・事業類型に応じた職員基準を遵守しているか。

⑥事故防止・安全対策

- ・安全計画を策定し、安全計画に基づいて必要な措置を講じているか
- ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知しているか
- ・施設外での活動等のために自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。

- ・送迎バスを運行する場合、ブザー等乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には乳幼児の所在確認をしているか。

⑦適切な保育の提供と支援の確保

- ・全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて保育が提供されているか。
- ・自ら業務の質の評価を行い、改善を図っているか。
- ・日常の安全管理、睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥など重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ・アレルギー疾患を有するこどもへの保育は、保護者と連携し医師の診断及び指示書に基づき、適切な対応を行っているか。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、園の体制構築など、安全な環境の整備を行っているか。
- ・3歳未満児の食事提供は、原則として自園調理で行われているか。
- ・保育の提供終了後も必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う施設を設定しているか。

令和8年度 松山市乳児等通園支援事業指導監査実施方針

〔基本方針〕

乳児等通園支援事業に対する指導監査については、関係法令や基準等に基づき、事業者の自主性を十分に尊重しつつ、保育の提供が適正に行われていることを確認するために実施する。
なお、施設及び事業者の負担を考慮し、原則として施設監査と同時に年に1回、実地指導として実施する。

〔重点事項〕

① 事故防止・安全対策

- ・安全計画を策定し、安全計画に基づいて必要な措置を講じているか
- ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に行っているか。
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知しているか
- ・利用乳幼児の移動のために自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。
- ・送迎のために自動車を運行する場合、ブザー等乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には乳幼児の所在確認をしているか。
- ・事故発生防止のための指針の整備等、防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

② 職員配置及び設備基準の遵守

- ・基準に基づく必要な保育士数が確保されているか。
- ・必要面積が確保されているか。

③ 利用乳幼児及び保護者への対応状況

- ・子どもによって在園時間や利用頻度が違うこと、日々利用する子どもが異なることに留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況に応じて提供されているか。